



**Q** 中国国内から日本等の国外への技術や情報の移転について、中国政府は、どういった観点からどのような規制をし、また今後しようとしていますか。

**A** 中国の技術力の飛躍的な向上とこれに伴う米国等との緊張関係の高まりや、インターネットの発達による国境を越えた情報流動の活発化などを背景に、近時、中国では、国家安全（national security）の観点から、国外への技術や情報の移転に対する政府による規制やコントロールを強化する動きが顕著になっています。

## 1 最近の流れ

近年の中国の技術力の発展には眼を見張らされます。日本との技術交流も、従来とは異なり双方向的となりつつあります。また、日本企業が中国の生産拠点に研究開発（R & D）の機能も持たせ、そこで新たに開発された技術を日本や海外で活用するケースも増えています。

一方、中国政府からすると、中国国内で開発された新しい技術の国外への流出を、国家安全と経済安全（後記のように中国では両者を混然と扱う傾向があります）の観点からコントロールする必要性が高まっている状況と言えます。特に、米中間の貿易戦争やテクノロジー競争が激化し、米国が中国への「技術の流出」を強く問題視するなか、中国としても対抗的手段として、中国からの技術の移転をコントロールしたいという思惑を強くしています。

## 2 「国家安全」の観点からの経済、技術等のコントロール

2015年に、中国は「国家安全法」という法律を制定しています。基本的には国家安全保障に関する法律ですが、一般的な国家安全保障の概念より広く、国の経済制度や国家としての重要な経済的利益の保護（重要産業、重要インフラ、金融システム、資源・エネルギー等）まで射程として明記しています（同法19条など）。さらには、科学技術や知的財産権（同24条）の保護や、ネットワークのシステム・情報・インフラ等の保護や可制御性の確保など（同25条）も国家安全保障の一部に位置づけています。

また、これらをチェックするシステムとして、外商投資や基幹技術、ネットワーク情報技術製品・サービスなどに対する国家安全審査制度を設けることとしています（同59条）。

特に、技術や情報の国外への移転に対しては、近時

いくつかの新しい法令や法令パブコメ募集草案を出すなどして、広範で重層的な安全保障のための制度を確立しようとしています。

## 3 技術輸出の規制

### （1）現状の規制

技術の国外移転（技術の「輸出」）は、技術援助（技術指導、技術者派遣、トレーニング等）、特許権・特許出願権の譲渡や実施許諾、技術ノウハウの譲渡など、様々な形で行われます。こうした技術輸出に対する規制は、貿易に関する基本的な法律である「対外貿易法」（同16条等）や、「技術輸出入管理条例」、「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」等によって行われています。

国家安全の観点から特に重要なのは、安全保障貿易の観点からの技術輸出規制です。現代国際社会では、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器等）やミサイル、通常兵器の拡散を防止するという観点から、「核兵器拡散防止条約」、や「ワッセナー・アレンジメント（WA）」などの条約等に基づく国際輸出管理レジームが構築され、各国がこれに基づき安全保障貿易管理制度を置いています。規制の対象は軍事目的に転用可能な汎用品（デュアルユース）にも幅広くおよび、また関連する技術の移転も同様に規制され、事前許可の対象となっています。

中国は、現状、通常兵器不拡散に関するWAには加盟していませんが、大量破壊兵器不拡散に関する各条約に加盟しており、これらに基づいて、安全保障貿易管理制度を設けています（例えば「核両用品及び関連技術輸出規制条例」など）。規制対象となる汎用品の範囲は、製造関連設備・機器、材料、試験・計測機器、ソフトウェア等に及びます。

### （2）輸出管理法草案のインパクト

2017年6月に、商務部は「輸出管理法」のパブコメ募集草案を公表しました。ここでは、従来の大量破壊

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本茂彦

兵器関連に加えて、通常兵器関連の汎用品・技術も幅広く規制することが想定されています。これ自体は日本や欧米でも行われている規制にすぎませんが、許可手続等の運用次第では、中国からの技術移転にも少なからず影響する可能性があります。

また、この草案では、米国の輸出管理規制にあるような再輸出（その国の規制品やこれを一定比率以上組み込んだ製品の、外国から第三国への輸出）の規制、中国に対して差別的輸出規制を行う国に対する報復措置、みなし輸出（中国国内における外国人や外国企業に対する技術移転など）等、実務的に大きな影響があり得る規定もあり、日本や欧米で大きな懸念が広がっています（技術移転の観点からは特にみなし輸出が懸念されます）。

この法律は、早ければ 19 年内、遅くとも 20 年上半期に公布される見込みであり、最終的な内容がどうなるかも含めて注目されるところです。

#### 4 国家技術安全管理リスト

19 年 6 月 9 日人民日報記事等によると、国家発展改革委員会は、航空・宇宙、高速鉄道設備、モバイル決済、5G 等の中国が強みを持つ技術について、国家の経済安全保障の観点から、リスト管理制度を行うことを検討しているとのことです（「ファイヤーウォール」と表現されています）。ただ、具体的な内容はまだ明らかではありません。

#### 5 サイバーセキュリティ

16 年に制定された「ネットワーク安全法」（サイバーセキュリティ法）では、国家としての安全保障のためのサイバー空間の管理という観点が重要なものと位置付けられています。

情報やデータの国外への移転については、「重要情報インフラ運営者」（公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、金融等、幅広い分野が想定されています）に対して、中国国内で発生・収集した個人情報や重要データの国内保存義務（国外移転する場合の安全評価等の必要性）などが規定されています。同法の新しい実施細則の案として 19 年 5 月 21 日に公表された「ネットワーク安全審査規則」（パブコメ募集草案）では、重要情報インフラ運営者が大量の個人情報や重要なデータを国外に移転

する場合等には、インターネット安全審査（初步的審査は原則 30 日、特別審査の期間は原則 45 日）を経る必要があるとされています。

また、19 年 6 月 13 日に公表された「個人情報国外移転安全評価規則」（パブコメ募集草案）は、「ネットワーク運営者」（重要情報インフラ運営者よりも広く、ネットワークを通じたサービスの提供者が広く該当する可能性があります）による個人情報を国外移転する際の安全保護の手続き等についての規定の案ですが、安全評価に際して国家安全に影響がある場合には持ち出し不可とされるなど安全保障的な観点が加味されています。

#### 6 特許出願と秘密保持審査

中国国内で完成された発明を外国で特許出願する場合、知識産権局によって、国家の安全や利益の観点から事前の秘密保持審査が求められ、これに反して外国で出願した場合、その発明を中国で特許出願ができなくなるとされます（「特許法」20 条等）。申請から 4 力月経過しても通知が届かない場合や、6 力月が経過しても秘密保持を要する決定が出されない場合は承認されたものとみなされて外国での出願が可能となります（「特許法実施細則」9 条）。なお、発明が国防利益そのものに関わる場合は、国防特許審査という特別の手続きに移行されます。

#### 7 まとめ

このほかにも、例えば、（外資系の企業がかかわることは実務上少ないと思われますが）技術情報が国家秘密にあたるとされた場合は「国家秘密法」等によって国外持出しが大きく制限されることになります。

国家安全の観点からの技術や情報の移転の規制は、今後大きく動くことが予想されます。日本企業としても、国際情勢もにらみながら、その動向に十分注意する必要があります。